

保有個人データ開示請求における個人情報該当性

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和 4 年 12 月 14 日

【事 件 番 号】 令和 4 年（ネ）第 3768 号

【事 件 名】 保有個人データ開示拒否の取消請求控訴事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 個人情報の保護に関する法律（令和 2 年法律第 44 号及び令和 3 年法律第 27 号による各改正前のもの）2 条 1 項・4 項・6 項～8 項、28 条

【掲 載 誌】 金判 1673 号 16 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25595936

信州大学特任教授・弁護士 梶谷 篤

事実の概要

本件は、控訴人（一審原告）が、被控訴人（一審被告）の従業員による控訴人の口座へのアクセス状況に関する情報について、個人情報保護法（令和 2 年法律第 44 号及び令和 3 年法律第 27 号による各改正前のもの。以下、単に「法」という）28 条 1 項（改正後 33 条 1 項、以下、便宜上同様に「（改正後 33 条 1 項）」と記載することがある）に基づき情報の開示を求めた事案である。

控訴人は、被控訴人（銀行）に普通預金口座を開設していた者である。

被控訴人は、顧客ごとに、その属性、取引状況等の情報をまとめた CIF（Customer Information File）を作成し、顧客ごとに CIF 番号を付し、氏名、カナ氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先名、取引口座番号、残高、取引明細といった情報を管理し、これらについてコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したデータベースを構築している。同データベースは、個人情報保護法 2 条 4 項（改正後 16 条 1 項）所定の「個人情報データベース」に該当する。また、被控訴人においては、従業員が同データベースに格納された情報にアクセスした際の日時、アクセスに使用された端末等に関する情報がアクセスログとしてコンピュータ上に記録され、アクセスログを抽出することが可能であった。

控訴人は、令和 3 年 9 月、被控訴人に対し、被控訴人の従業員による上記口座へのアクセスについて、その日時、閲覧情報、アクセス者の氏名、アクセス店舗端末などにかかる情報（以下「本件

情報」という）が法 28 条 1 項所定の「保有個人データ」に該当するものとして、本件情報の開示を求めた。

被控訴人は、本件情報は開示対象となる「保有個人データ」に当たらないとして開示を拒否したことから、控訴人は、被控訴人に対し、当該開示拒否の取消しを求めて提訴した。

争点

法 28 条 1 項は、開示を請求することができる対象を「当該本人が識別される保有個人データ」と定めている。したがって、本件情報が当該要件に該当するかが争点である。

当事者の主張

控訴人の主張の概要は以下のとおりである。

個人情報保護法所定の「個人データ」（法 2 条 6 項（改正後 16 条 3 項））とは、「個人情報データベース等」（法 2 条 4 項（改正後 16 条 1 項））を構成する個人情報なのであるから、レコードとその操作履歴の集合体が保有個人データの実体ということになる。また、データベースレコードとその操作履歴は、個人の権利権益を保護する上で一体として考えるものであり、開示においてはその両方を対象とすることが求められる。

したがって、控訴人が開設する預金口座に関するアクセス履歴である本件情報は、個人情報データベース等を構成する情報として個人情報保護法という「保有個人データ」に当たる。

アクセス履歴は、顧客情報の日常管理に必須であり、個人識別性を有する情報と一体となって保

持される情報は全て個人情報であるから、アクセス履歴は、個人情報であって個人情報データベース等を構成する情報に当たる。

これに対する被控訴人の主張の概要は以下のとおりである。

CIF の情報に対して被控訴人の従業員がいつアクセスしたのか、いかなる端末からアクセスしたのかについては、顧客との取引を把握するという目的には不要であることから、CIF データベースの一項目を構成しているわけではないため、控訴人が開示を請求する情報は個人情報データベース等を構成する情報ではない。また、被告の従業員がいつ、いかなる端末にアクセスしたのかという情報は、あくまで、データベースあるいは被告の従業員に関する情報というべきものであって、控訴人個人に関する情報ではないし、かかる情報をもって控訴人を識別することもできないのであるから、個人情報保護法にいう「個人情報」には当たらない。

判決の要旨

1 原審の判断

第一審判決は、以下のとおり判示し、控訴人の請求を棄却した。

「上記データベースを構成する（中略）情報にアクセスした際のアクセス日時、アクセス先の情報、アクセスした者の氏名、使用された端末に関する情報がコンピュータ上に記録されることがあるとしても、かかる情報が、顧客情報の日常的な管理のために必須であるということはできないのであるから、特定の顧客に関する個人情報を検索することができるように体系的に構成した上記データベースの一部を構成するものと推認することはできない。（中略）そうすると、原告が開設している預金口座に関する情報に被告の従業員がアクセスした際のアクセス日時等の履歴である本件情報が、被告の有する『個人情報データベース等』を構成する個人情報であると認めることはできない。」

2 本判決の判断

控訴人の控訴に対し、本判決は、以下のとおり判示して控訴を棄却した。

「個人情報保護法 28 条 1 項及び 2 項（中略）に

よる開示の対象となるのは、本人（請求者）が識別される保有個人データである（中略）ところ、保有個人データとは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データであり（中略）、個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報である（個人情報保護法（改正前）2 条 6 項（中略）。）」

「そうすると、アクセス履歴が開示請求の対象となる保有個人データに当たると認められるためには、その前提として、これが個人データに当たること、さらに、その前提として、個人情報に当たることが必要である。

個人情報とは、生存する個人の個人識別情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び個人識別符号が含まれるもの（個人情報保護法 2 条 1 項）である（中略）。

そうすると、個人情報であるというためには、個人識別性の要件が満たされること（中略）が必要である。

ところが、特定の顧客の CIF へのアクセス履歴は、これにより当該顧客を識別することができるものとはいえず、個人識別性の要件を満たすとはいえない。

したがって、アクセス履歴は、アクセスの対象となった顧客の個人情報に当たるとは認められない。

よって、本件情報は開示請求の対象となる保有個人データに当たるとは認められない。」

判例の解説

一 法 28 条 1 項にかかる開示請求権の要件

個人情報保護法は、保有個人データについて開示請求権（法 28 条 1 項）を規定する。保有個人データの取扱いの透明性を確保し、保有個人データに対する他の本人関与手続（訂正請求、利用訂正等請求、第三者提供停止請求）の基礎となる手続である。

法 28 条 1 項は、開示請求の対象について「当該本人が識別される保有個人データ」と規定する

が、「保有個人データ」は法2条7項により「個人データ」に当たる必要があり、「個人データ」は、「個人情報データベース等を構成する個人情報という」(法2条6項)と規定される。したがって、「保有個人データ」は「個人情報」に該当する必要がある。

そして個人情報は、法2条1項により、以下のいずれかに該当するものとされる。

(a) 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（1号本文）、(b) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（1号括弧書き）、(c) 個人識別符号が含まれるもの（2号）。

なお、法28条1項は、開示対象を「当該本人が識別される保有個人データ」とするが、「保有個人データ」は「個人情報」に該当することが必要であり、上記(a)(b)(c)のいずれも特定の個人を識別できる（個人識別性のある）情報ないし符号とされていることからすれば、「当該本人が識別される」ことは保有個人データである以上当然のことである。

二 原審及び控訴審の判断

原審は、上記の各定義規定の構造を前提にデータベースにおける情報にアクセスした際のアクセス履歴等の情報は、「個人情報データベース等」を構成する個人情報とは認められないとの理由で「(保有) 個人データ」への該当性を否定している。

他方、本判決は、個人識別性を問題とし、「特定の顧客へのCIFへのアクセス履歴は、これにより当該顧客を識別することができるものとはいえず、個人識別性の要件を満たすとはいえない」として、「保有個人データ」の前提となる個人情報該当性を否定している。このように、両判決は、結論は同じであるが判断の基礎となる要件のレベルが異なっている。

この点、原審は、CIFデータベースにおける情報に関するアクセス履歴等の情報がコンピュータ上に記録されることがあるとしても、「かかる方法が顧客情報の日常的な管理のために必須であるということではないのであるから、特定の顧客に関する個人情報を検索することができるように体系的に構成した上記データベースの一部を構

成するものと推認することはできない。」「データベースを構成するデータの操作に関する履歴がコンピュータにおいて記録されており、また、これがデータの正確性を確認するために利用し得る情報であるからといって、記録された当該情報を検索することができるように体系的にデータベースが構成されているとは限らないのであり、本件証拠上、被告(被控訴人)の有する個人情報データベース等を構成する情報であると認めるに足りる証拠はない」と判示する。しかし、一般的には、銀行等のデータベースへのアクセス履歴等の情報は、データの正確性の確認を含むセキュリティ上の観点からどの顧客のどの情報にアクセスしたかわかるように紐づけされて検索可能化、すなわちデータベース化されている場合が多いと考えられる。その場合、CIFデータベースとアクセス履歴情報によるデータベースが一体のものではないとしても、後述のとおりアクセス履歴のデータベースにおける容易照合性が問題となり得ることになる。

これに対し、本判決は、アクセス履歴の情報が保有個人データの前提となる個人情報に当たらない旨を判示するが、法2条1項における上記(a)(b)(c)の要件を示した上で、「個人識別性の要件を満たすとはいえない」と判示するのみで、その判断に至った具体的な理由は述べていない。しかし、アクセス履歴であることそれ自体をもって個人識別性の要件を満たさないことは必然ではないから、そこには何らかの判断が介在するものと考えられる¹⁾。

三 容易照合性の判断の相対性と同一事業者内のデータベース間の容易照合性

個人識別性がある場合に、当該情報それ自体から「特定の個人を識別できる」場合に加え、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなる場合も含まれる(上記(b)の場合)。そのため、個人情報取扱事業者は、情報それ自体に個人識別性がなくても、他の情報との容易照合性により個人識別性が生じる場合には、これを個人情報として管理しなければならない。この問題は、特に単一事業者の内部において、ユーザーの情報を別々の部門でそれぞれ独自のデータベースに保管しているが、各情報は特定のID等により照合可能であるような場合について議論されてきた²⁾。本件においても、アクセ

ス履歴について、どの顧客のどの情報に誰がアクセスしたかが検索できるようにデータベースとして構成されている場合において、アクセス履歴により構成されるデータベース単体には特定の個人を識別できる情報が含まれていない場合であっても、双方のデータベースにおける検索結果がCIF番号や他の情報などを基礎として事実上照合可能であった場合には同様の状況が考えられる。

この同一事業者内の異なるデータベースに関しては、共通のID等により照合可能であれば一律に容易照合性があるものとすべきであるとの見解も存在するが³⁾、現時点では、個人情報保護委員会が、「事業者の各取扱部門が独自に取得した個人情報を取扱部門ごとに設置されているデータベースにそれぞれ別々に保管している場合において、双方の取扱部門やこれらを統括すべき立場の者等が、規程上・運用上、双方のデータベースを取り扱うことが厳格に禁止されていて、特別の費用や手間をかけることなく、通常の業務における一般的な方法で双方のデータベース上の情報を照合することができない状態である場合は、『容易に照合することができ』ない状態であると考えられ」るが、「一方、双方の取扱部門の間で、通常の業務における一般的な方法で双方のデータベース上の情報を照合することができる状態である場合は、『容易に照合することができ』る状態であると考えられ」る、との見解を示している⁴⁾。

かかる見解によれば、本件において、アクセス履歴について特定の顧客情報と結びつけて検索できるようにデータベース化されていたとしても、当該アクセス履歴にかかるデータベースが顧客情報にかかるデータベースの正確性やセキュリティ確保を目的としてシステム部門やセキュリティ部門その他の特定の部署のみが検索できるよう規程上、運用上厳格に管理されていた場合には、双方のデータベース間における容易照合性は認められないことになる。そして、一般的には銀行等においては、このような厳格な管理がなされていることが多いものと推察されることからすれば、特定の顧客の情報に関するアクセス履歴にかかる情報には容易照合性が認められず、上記(a)(c)にも該当しないことから、保有個人データの前提となる個人情報とは認められず、開示対象ではないこととなる。

このように解する場合、原審と本判決とでは判

断のレベルが異なるものの、どちらも結局は容易照合性の有無の判断に帰着するところがあり、その意味で、原審と本判決は同じ土俵に乗っているものと考えられる。

四 個人情報該当性の判断の相対性

個人情報における個人識別性、容易照合性は、対象となった情報単体で必ずしも一義的に定まるものではなく、当該情報の内容、データベースで管理される他の情報や情報の管理状況に応じて総合的に判断されるものである。例えば、法2条1項1号は生年月日の例を挙げるが、当該情報だけでは個人識別性が直ちにあるかは判別できず、氏名やその他の情報と一体となって各情報のまとまり全体が個人識別性を有するかが判断されることとなる。その意味で、どのような情報が個人識別性を有するかの判断は常に相対的である。また、異なるデータベース間においてID等共通の情報を介して照合ができる場合であっても、それが容易に照合可能かは、データベースを構成する各情報の内容やデータベースを取り巻く状況を考慮して総合的に判断される問題である。

いくつかの裁判例⁵⁾において開示請求の対象となるかの観点から特定の情報の個人識別性の有無が判断されているが、いずれもそうした事情を総合的に考慮して個人情報該当性＝個人識別性が相対的に判断されていることがうかがえる。本判決もそうした判断を示した事例の一つとして参考になるものと考えられる。

●——注

- 1) 金判1673号16頁における本判決の解説は「銀行に勤務するなどの従業員が、いつ、いかなる端末にアクセスしたのかという情報は、顧客個人に関する情報ではない上、このような情報をもって顧客を識別することもできないので、『特定の個人を識別することができることとなる』という要件を満たさないという趣旨ではないかと推察される。」と記載する。
- 2) 石井夏生利＝曾我部真裕＝森亮二編『個人情報保護法コメンタール』（勁草書房、2021年）16頁。
- 3) 森亮二「パーソナルデータの匿名化をめぐる議論（技術検討ワーキング・グループ報告書）」ジュリ1464号26頁。
- 4) 『『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A』（個人情報保護委員会、平成29年2月16日（令和5年12月25日更新））6頁（Q1－18）。
- 5) 前掲注1）金判1673号16頁に挙げられた各裁判例。